

令和 6 年 11 月 15 日

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付けて議会へ報告しましたので、その内容について次のとおりお知らせします。

資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。